

平成29年度 当初予算 (案)

主な事業の説明書

建設部

款	項	目	大	事業	ページ
6	1	9	10・11	国土調査事業費（補助分・単独分）	7－1
8	1	2	12	指定道路図等作成事業費（社会資本整備総合交付金事業）	7－2
8	2	1	15	市道敷地対策費	7－3
8	2	2	10・11・13	道路維持管理費（単独分・債務負担行為分・社会資本整備総合交付金事業）	7－4
8	2	2	12	除雪対策費	7－5
8	2	2	14	除雪機械購入費	7－6
8	2	2	60	消雪施設等補助金	7－7
8	2	4	32・40	道路改良事業費（単独分・社会資本整備総合交付金事業）【道路河川課】	7－8
8	2	4	40	道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）【都市管理課】	7－9
8	2	6	15	橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金事業）	7－10
8	2	8	1・2	交通安全施設整備費（単独分・債務負担行為分）	7－11
8	2	8	6	通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）	7－12
8	3	1	11	都市計画マスタープラン等策定経費	7－13
8	4	1	11	市営住宅維持管理費	7－14
8	4	1	12	住宅・建築物耐震改修等事業費	7－15
8	4	1	20	住宅リフォーム支援事業費	7－16
8	4	2	10	地域住宅整備事業費	7－17
8	7	1	10	公園維持管理費	7－18
8	7	3	11	河川公園管理費	7－19
8	7	4	10	市民ゴルフ場管理運営費	7－20

事 業 説 明 書

10
6 款 1 項 9 目 11 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業)道路・橋りょう施設の最適化

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 国土調査事業費（補助分・単独分）

【29年度】	27,734 千円	【28年度】	27,598 千円	【増減額】	136 千円
補助分	22,730 千円	【28年度】	23,400 千円	【増減額】	△ 670 千円
単独分	5,004 千円	【28年度】	4,198 千円	【増減額】	806 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
	17,047			10,687

1. P l a n（計画：事業の目的及び目標）

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、合わせて地籍の明確化を図ることを目的とする。

地籍調査の成果である地籍図を作成し、公共土木・土地改良・農業構造改善・都市計画・総合開発・宅地造成の事業に利用するとともに土地の権利関係の明確化・公租公課の公平化・不動産登記簿の整備を図ることを目標とする。

●目標

西仙北	81.6%	（平成29年度末までの進捗率）
協和	86.0%	〃
太田	74.9%	〃

2. D o（実行：これまでの実績と成果）

- ・土地の境界、権利関係が明確になり、課税の適正化が図られる。
- ・災害発生時、座標数値から迅速な復旧が図られる。

3. C h e c k（評価：問題と課題）

- ・未実施地域の事業着手について、今後検討が必要である。

4. A c t（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

現在事業を実施中の地域における調査の正確性と効率化を図るとともに、未実施の地域を含めた全市の全体実施計画を策定するため、専門性をもった部署を新設し、業務の進捗を図る。

平成29年度事業概要

地域	事業費 (千円)	事業概要	
		補助分	単独分
西仙北	6,836	第1 (A=0.12Km ²) 第2 (0.14Km ²)	地籍調査支援システム保守業務委託及びリース料、過年度修正業務委託
協和	6,741	第1 (A=0.18Km ²) 第2 (0.39Km ²)	
太田	14,157	第1 (A=0.26Km ²) 第2 (0.20Km ²)	
計	27,734		

事 業 説 明 書

8 款 1 項 2 目 12 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 住宅の整備

(基本事業)

新規

課所名：建設部 建築住宅課

『事業名』 **指定道路図等作成事業費（社会資本整備総合交付金事業）**

【29年度】 **1,955 千円** 【28年度】 **0 千円** 【増減額】 **1,955 千円**

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
977				978

1. Plan（計画：事業の目的及び目標）

建築基準法（以下「法」という。）第42条の規定による法上の道路として特定行政庁が指定する道路を指定道路という。

同法第43条には都市計画区域内において「建築物の敷地は法上の道路に2m以上接しなければならない」とあり、秋田県建築基準条例には更に詳細な基準が定められている。法上の道路に関する情報は建築確認申請の審査等を適切に行う上で必要不可欠な情報であるため指定道路図及び指定道路調書を作成し、指定道路図をインターネットにより閲覧するため、指定道路情報システムを導入する。

- 目標：インターネットによる指定道路図の公開：平成30年度

2. Do（実行：これまでの実績と成果）

3. Check（評価：問題と課題）

- 事業を創設するに至った経緯

建築基準法により、指定道路図及び指定道路調書は作成及び閲覧が義務付けられていることから、早急にこれらを作成し、指定道路図はインターネットにより閲覧する必要がある。

指定道路図のインターネットによる公開は、同じ特定行政庁である秋田市、横手市では既に行っており、当市も他行政庁と足並みを揃えたい。

現在、指定道路図の作成は行っていないため、確認申請受付時や建築相談時に調査を行い道路の判定を行っている。過去の情報が不明なために多くの時間を要する事例や道路種別の判断がつかない事例もあり効率的な業務ができていない状況にある。

指定道路調書については一部（68路線）作成済みであるが古い道路台帳や都市計画図がベースとなっており更新する必要がある。

- 事業目的を達成するための課題

今後は、市職員による基礎調査及び路線調査（≒3,000路線）、指定道路図の作成（102枚）、指定道路調書作成（≒500路線）を行うにあたり、多大なマンパワーが必要である。

4. Act（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

- 事業概要

平成29年度：指定道路情報システム導入、構築

市職員による調査及びシステム入力

平成30年度予定：インターネットによる閲覧用ホームページ作成及び公開環境整備（一部のみ公開）

- ・指定道路図又は指定道路調書のインターネットによる公開は、社会資本整備総合交付金交付要綱に定められている。

事 業 説 明 書

8 款 2 項 1 目 15 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業)道路・橋りょう施設の最適化

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 **市道敷地対策費**

【29年度】 **22,545 千円** 【28年度】 **13,720 千円** 【増減額】 **8,825 千円**

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				22,545

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

市道敷地の権利の明確化を図ることを目的とする。

目標：平成34年度末 未登記事務完了

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

平成28年4月1日現在の未登記2,261筆について、平成28年度中に189筆の解消見込みであり、未登記が解消したことにより、公有財産が保全され、市民の不安も解消することができた。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

未登記解消については、年次計画を立て年間50筆の解消を目標に取り組んできたが、更なるスピードアップを図るため、現在の事務実施方法の見直し等、抜本的な改革の必要がある。

これまで賃貸借契約により借用していた市道用地については、地権者と交渉の上、用地買収を視野に入れた検討が必要となる。

4. A c t (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

各地域毎に実施していた未登記解消事務について、新たに専門部署を設置し、集中して解消に取り組む。平成29年度は残る2,072筆についてケース毎に分類し解消方法を定めるとともに、比較的容易な案件102筆の解消を図る。

13節 委託料 19,440千円

A、現体制で解消可能 (平成29年度解消予定)	→	102筆
B、職員増員、専門部署設置、必要な予算措置で解消可能 (平成30年度から5年間で解消予定)	→	1,655筆
C、現実的に登記困難 (再度精査の上、司法書士等専門家への委託を検討)	→	315筆

14節 使用料 3,105千円

大曲地域 市道敷地等借上料 63件分 107筆

事業説明書

10
11
8 款 2 項 2 目 13 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業) 道路維持管理・新設改良予算の適正執行

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 **道路維持管理費(単独分・債務負担行為分・社会資本整備総合交付金事業)**

【29年度】	562,373 千円	【28年度】	471,377 千円	【増減額】	90,996 千円
単独分	397,373 千円	【28年度】	345,377 千円	【増減額】	51,996 千円
債務負担分	20,000 千円	【28年度】	20,000 千円	【増減額】	0 千円
社会資本	145,000 千円	【28年度】	106,000 千円	【増減額】	39,000 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
87,000		132,500	513	342,360

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

※法定外公共用財産使用料

- ・ 市道の適切な道路パトロールを行い、発見した損傷箇所への速やかな対処により安全な道路交通網を維持する。
- ・ 損傷レベルが高く根本的な恒久対策を必要とする箇所については、社会資本整備総合交付金を活用して実施する。
- 目標： (単独) パッチングによる路面修繕 560トン (約8,000㎡：厚さ3cm換算)
(社会資本) 道路施設点検結果等に基づく舗装修繕及び道路施設対策
幹線路面修繕事業：8地域 15路線 幹線法面修繕事業：1地域 1路線
道路施設老朽化対策事業：広域幹線の標識・照明灯の点検

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

- ・ 定期的な日常パトロールを行い、必要に応じた対策を講じて市道交通網の確保に努めてきた。
- ・ 加熱合材での狭隘道路舗装及びわだち・損傷部の補修舗装を、直営舗装で行ってきた。
- ・ 平成28年から直営舗装班(東部)を新設し、市内全域の舗装損傷部等の補修をスピード感を持って対処してきた。
- ・ 社会資本整備総合交付金を活用した路面修繕の実施に加え、著しく老朽化した法面修繕に着手した。

単独実績	平成26年度		平成27年度		平成28年度		累計	
		24路線	2,406m	34路線	2,831m	30路線	2,549m	88路線
社会資本整備総合交付金	幹線路面修繕事業	9路線 (大:3路線 神:2路線 中:2路線 :仙1路線 太:1路線)				法面修繕事業	1路線 (協:宮田又線)	

3. Check (評価：問題と課題)

- ・ 複雑で広範囲に広がる3,000kmを超える路線を管理する本市の場合、常に高いレベルで全路線を管理することが難しい現状にある。
- ・ 限られた予算と人員で適正な市道管理を実施するためには、今まで以上の創意工夫が必要である。
- ・ 逼迫する財政状況の中、緊急性の低い生活道路では、工事実施の優先順位が低くなるため、直営舗装等の効率的な実施により修復スピードを加速させる必要がある。
- ・ これまでに路面性状調査結果を根拠として社会資本整備総合交付金を活用した路面修繕を行っているが、このような市の負担が軽減できる事業を拡大していく必要がある。

4. Act (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

- これまでの道路パトロール手法に、平成29年度より稼動する道路情報管理システムを活用した効率的な道路維持手法の確立を検討する。
- 市民から好評を得ている直営舗装班(中央)に加え、昨年度に新設した直営舗装班(東部)の体制を拡充(作業員6名→10名へ)し、市内全域の舗装修繕のスピードアップを図る。

直営舗装班(中央)・バキューム班	大曲を拠点に全地域をカバー (大曲地域の道路維持作業も実施)
直営舗装班(東部)	中仙を拠点に全地域をカバー (全地域の草刈り作業も実施)

- 路面性状調査を実施し、社会資本整備総合交付金を活用した路面修繕事業を拡大する。(8地域 15路線)
- 平成28年度から着手している法面修繕事業の継続による対策法面の延命化及び、交通量が多い広域幹線の標識・照明灯の点検を行い道路利用者の安全を確保する。

事 業 説 明 書

8 款 2 項 2 目 12 事業

(施策の大綱) 雪対策の強化

(施策) 冬期間の円滑な道路交通の確保

(基本事業) 歩行空間の確保

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 **除雪対策費**

【29年度】 1, 200, 434 千円 【28年度】 923, 222 千円 【増減額】 277, 212 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
100, 000	28, 512		667	1, 071, 255

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

- ・将来にわたって安定的に冬期間の円滑な道路交通を確保し、市民生活の安全性や快適性の向上を実現するための効率的かつ迅速な対応を図ることができる除雪体制の構築を目指す。
- 目標：全地域で共同企業体(JV)による道路除排雪を行い、雪対策の更なる効率化と市民サービスレベルの向上を図る。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

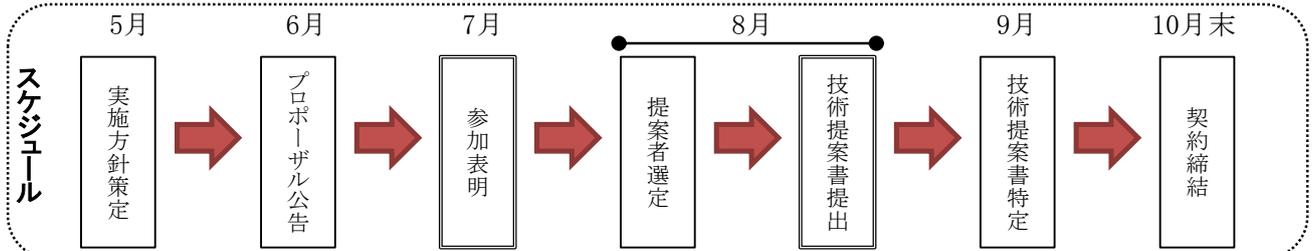
- 平成25年度 除雪単価の見直し(固定費、待機補償費の導入)
- 平成26年度 GPSを活用した除雪情報提供システムの本格稼働、多様な入札契約方式モデル事業により地域維持型除雪制度の検討
- 平成27年度 共同企業体化及び道路維持との包括発注の試行
- 平成28年度 共同企業体化(大曲地域を除く7地域)

3. C h e c k (評価：問題と課題)

- ・除雪を支える地元建設業者は、公共事業の減少や景気の低迷等により公共事業が減少し建設機械の導入や雇用の確保が厳しい状況にあり、将来の除雪体制の維持に不安を抱えている。
- ・除雪オペレータの高齢化に伴い、個々のオペレータに蓄積されている技術や知識の継承が急務となっている。
- ・除雪業務委託は、効率的な除雪作業を行うため、随意契約により毎年同じ業者と契約締結しているが新規受注希望業者の出現により入札契約の透明性の確保が必要となっている。
- ・除雪に携わる若手の育成と安定した雇用機会の確保。

4. A c t (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

- 全地域での業務受注業者の共同企業体(JV)化。
 - ・人員、機械の流動化により、作業の効率化を目指す。
 - ・任意組合や個人経営では困難なオペレータの教育や技術・知識の共有化を目指す。
 - ・共同企業体化による除雪業務の実効性を確保する。
 - ・将来的には複数年契約や道路維持との包括発注により経営安定化を目指す。
- プロポーザルによる業者選定方式を継続。
 - ・公募型プロポーザル(技術提案)方式を採用し、契約の透明性を確保する。



- 除雪の直営化を実施
 - ・大曲地域除雪受託会を直営へ移行することにより、経費の節減を図りつつ市民からの苦情・要望に迅速に対処することが可能となる。
- 除雪対策費の当初予算一括計上
 - ・これまで9月補正にて予算計上していた関連予算を平成29年度より当初予算へ一括計上する。
 - ・平成28年度の降雪状況を検証し、これを踏まえて不足が生じた場合は適切な対応をとる。

事 業 説 明 書

8 款 2 項 2 目 14 事業

(施策の大綱) 雪対策の強化

(施策) 冬期間の円滑な道路交通の確保

(基本事業) 除雪機械更新サイクルの加速化

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 除雪機械購入費

【29年度】 39,420 千円 【28年度】 122,000 千円 【増減額】 △ 82,580 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
26,280		13,000		140

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

冬期間の円滑な道路交通の確保に向けて、除雪機械の老朽化に伴う修繕費用及び修繕日数の増大を抑制するために、修繕費用、稼働実績及び耐用年数等の項目を考慮し優先順位を決めて更新する。

- 目標：平成35年度までに製造後15年超過除雪機械 5台(4.4%)以内

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

予算	機 種	地 域	旧 機 械 年 式	累 計 稼 働	執行
当初	除雪ドーザ (14t級)	大 曲	平成4年	8,577 Hr	現年
	除雪ドーザ (11t級)	協 和	昭和56年	8,826 Hr	
	除雪ドーザ (14t級)	南 外	昭和57年	13,944 Hr	
補正	ロータリ除雪車 (2.2m級)	南 外	昭和61年	12,210 Hr	繰越
	除雪グレーダ (4.0m級)	大 曲	平成7年	3,821 Hr	
	除雪グレーダ (4.0m級)	神 岡	平成9年	4,677 Hr	
	除雪グレーダ (4.0m級)	中 仙	平成7年	4,862 Hr	
	除雪トラック (7t級)	太 田	平成11年	4,103 Hr	
	除雪ドーザ (11t級)	神 岡	平成2年	2,678 Hr	
	除雪ドーザ (11t級)	西仙北	昭和63年	5,512 Hr	

平成28年度は交付金事業を活用し、当初予算にて除雪ドーザ2台を更新し、国の追加補正及び当初予算の請負差額を活用した予算繰越を行い、除雪ドーザ1台、ロータリ除雪車1台、除雪グレーダ3台、除雪トラック1台の更新を実施中である。更に予算の有効活用及び効率的な事業効果発現を狙いとし、除雪ドーザ2台を更新予定である。

3. Check (評価：問題と課題)

社会資本整備総合交付金事業による雪寒機械の大幅な更新は年々厳しくなっている。加えて、市所有の除雪機械は、半数以上が製造後15年以上経過していることから、故障件数の増加と修理に要する日数及び修理費用の増大が課題となっている。

雪対策総合計画・道路除雪基本計画共に除雪機械の更新10台の目標を掲げているが、全てを交付金事業による更新は困難であることも大きな課題となっている。

4. Act (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

交付金事業を有効活用しながら、ロータリ除雪車や除雪グレーダ及び除雪ドーザ(11t級以上)等の大型機械を優先的に更新することに加え、県からの状態が良好な払下げ機械を積極的に導入し旧式機械からの更新を図る。また、凍結防止剤散布車や排雪用の小型バックホウ、ローダ(9t級以下)については、広域的な利用を推進する。

なお、除雪業務受注業者の所有機械も効果的に活用して雪機械の長期的な安定稼働を目指す。

平成29年度	機 種	地 域	旧 機 械 年 式	累 計 稼 働
目 標 (2台)	小型ロータリ除雪車 (1.3m級)	仙 北	昭和61年	6,443 Hr
	小型ロータリ除雪車 (1.3m級)	大 曲	平成3年	7,585 Hr

事 業 説 明 書

8 款 2 項 2 目 60 事業

(施策の大綱) 雪対策の強化

(施策) 冬期間の円滑な道路交通の確保

(基本事業) 歩行空間の確保

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 **消雪施設等補助金**

【29年度】 17,920 千円 【28年度】 6,000 千円 【増減額】 11,920 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				17,920

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

- ・ 冬期間の通行確保のため、環境にやさしく経済的な消雪施設の整備を促進し安全、安心で快適な生活を確保することを目的とする。
- ・ 狭隘道路の消雪施設を整備するとともに、これからの高齢化社会を見据え、消雪施設及び揚水施設の新設や更新について、補助要綱に基づき補助することにより消融雪施設整備を推進する。

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

- ・ 現在、消雪施設の組合数は214組合、流雪溝は57組合である。
- ・ 受益者2名以上の組織及び開発行為者が新規に消雪施設を設置、または設置後規定年数を経過した施設を更新、改良する場合にその経費の一部を補助してきている。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

- ・ 既存施設の老朽化が進行し、本来の能力発揮に至らない施設が多くなっており、降雪量の多い日の交通に支障を生ずる場面が多くなってきている。
- ・ 老朽化した施設更新を希望する組合は多いが、高額な全体工事費の組合負担分が賄い切れない場合が多く、施設更新に踏み切れない組合が多い。

4. A c t (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

◎ 今後の方向性

- ・ 現行制度に加えて高齢化社会に適応した制度拡充を検討する。
- ・ 地域コミュニティ等による共助での雪対策を行うために、PRを継続し、組合設立を推進する。
- ・ 近年の補助件数の増加に対応可能な予算を当初に措置し、市民ニーズへ柔軟に対応する。
 - － 近年の補助内容 －
 - 新興住宅の形成による住民団体の消雪施設新設
 - 既存施設の老朽化に伴う施設更新

◎ 29年度の事業概要

- ・ 消雪施設新設：5件 補助金：2,000千円/件 × 5件 = 10,000千円
- ・ 消雪施設更新：6件 補助金：1,000千円/件 × 6件 = 6,000千円
- ・ 揚水施設更新：6件 補助金： 320千円/件 × 6件 = 1,920千円

事 業 説 明 書

32
8 款 2 項 4 目 40 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業) 道路維持管理・新設改良予算の適正執行

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 道路改良事業費（単独分・社会資本整備総合交付金事業）

【29年度】	155,611 千円	【28年度】	249,976 千円	【増減額】	△ 94,365 千円
単 独 分	103,611 千円	【28年度】	80,976 千円	【増減額】	22,635 千円
社会資本	52,000 千円	【28年度】	169,000 千円	【増減額】	△ 117,000 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
31,200		112,500	5,000	6,911

※地域振興基金繰入金

1. P l a n（計画：事業の目的及び目標）

- 市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路について、次の区分により必要箇所の整備を実施する。
 - 『幹線道路』：公共施設や都市機能に関連する交通利便性の向上を図る。
社会資本整備総合交付金等の国庫補助等を活用し事業を実施する。
 - 『生活道路』：各地域の実状を踏まえ、全市的な整備水準の統一化を進めつつ安全・快適性の向上を図る。
- 国庫補助等の対象とならない路線は市単独費での事業実施を前提とするが、常に市財政面で有利な制度等を模索しながら事業を実施する。
- 全国的に社会資本の長寿命化が課題となっていることから、長寿命化に寄与する一部改良事業を積極的に進める。
- 目標：平成29年度計画事業100%実施

2. D o（実行：これまでの実績と成果）

- 地域間の連携強化や利便性向上に資する道路改良を行い、一定の効果を上げてきた。
- これまでの実績箇所の中には水害や雪害対策に効果を発揮している箇所もあり、整備効果が顕著に現れ市民生活における安全・安心に寄与している。
例) 南 外 1 号線：雄物川増水時の冠水箇所対策
市役所前通線：幅員狭小部の解消及び歩道融雪施設整備

3. C h e c k（評価：問題と課題）

- 多くの要望箇所に対して限られた予算で事業を実施する必要があるため、実施箇所の優先順位付けを行って事業を実施している。このため、場所によっては実施にいたるまで複数年の期間を要している。
- 事業費設定に際し、建設コストのみを念頭に推し進めると早期に修繕を要する施設の構築になりがち傾向がある。このため、事業による費用対効果及びライフサイクルコスト等を見据え、当初時点での事業方針及び工法設定等に多方面からの入念な検討を要する。

4. A c t（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

- 市民の多様化する要求・要望に対して、人口減少と高齢化を踏まえた道路整備の在り方を考慮しながら最も経済的な手法により対応する。
- 道路改良事業は、限りある予算を効果的かつ効率的に活用するため、「大仙市道路整備に関する指針」に基づき道路利用状況、安全性及び緊急性等から優先順位を判断し工事箇所を選定する。
- 市単独事業費の内訳は次のとおり。

地域	大曲	神岡	西仙北	中仙	協和	南外	仙北	太田
路線数(路線)	6	1	1	2	2	2	1	2
金額(千円)	49,050	18,500	1,998	11,500	9,804	3,700	2,600	6,459
主な事業概要	改良・舗装 消雪施設	消雪施設	路線測量	改良・舗装 側溝改良	改良・舗装	改良・舗装	改良・舗装	改良・舗装 用買・補償

- 社会資本整備総合交付金を用いた幹線道路の整備箇所は次のとおり。

大曲：市役所前通線	神岡：坊ヶ沢戸月線
南外：南外4号線、南外19号線	仙北：仙北21号線

事 業 説 明 書

8 款 2 項 4 目 40 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業) 道路維持管理・新設改良予算の適正執行

新規

課所名：建設部 都市管理課

『事業名』 **道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）**

【29年度】 **1,286 千円** 【28年度】 **0 千円** 【増減額】 **1,286 千円**

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
514		700		72

1. P l a n（計画：事業の目的及び目標）

「大仙市花火産業構想」に基づき、平成30年8月の開館を予定している（仮称）花火伝統文化継承資料館の整備に合わせ、大曲の花火にゆかりのある丸子川の沿線の歩道を再整備し、親水空間のアメニティ向上を図るとともに、大曲駅から南に延びる市道大町通線沿いに形成されている花火通り商店街や花火庵、丸子川などの観光資源と連携しながらまちなか歩きを促進することにより交流人口の拡大を図る。

- 目標：中心市街地における歩行者通行量の増加

2. D o（実行：これまでの実績と成果）

3. C h e c k（評価：問題と課題）

当市の観光振興においては、全国花火競技大会「大曲の花火」が強力な集客力を発揮しており、観光入込客数の約3割を占めているが、大会当日以外の364日の交流人口拡大が課題となっている。

さらに市内には史跡・文化財や豊かな自然に育まれた名所など多くの観光資源があるものの、認知度が低くそれぞれ単体で完結する傾向にあることから、全国的に知名度の高い「大曲の花火」の歴史・文化を活かしつつ、拠点となる施設の整備と、観光資源と連携するネットワークの構築が必要となっている。

4. A c t（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

事業年次計画				単位：千円	
年度	節	業務内容	事業費	国費	
H29	13	委託料	実施設計	1,286	514
H31	15	工事請負費	歩道舗装（カラー舗装）・防護柵改修	88,000	35,200
合計			89,286	35,714	

整備予定延長 L=218m

平成29年度は実施設計を行い、事業実施に必要な設計書を作成するとともに、設計内容を基に関係機関（県・道路管理者等）との調整を図り、平成31年度早期の工事発注・事業完了を目指す。

事 業 説 明 書

8 款 2 項 6 目 15 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業)道路・橋りょう施設の最適化

継続

課所名：建設部 道路河川課

『事業名』 **橋りょう長寿命化対策事業費（社会資本整備総合交付金事業）**

【29年度】 140,000 千円 【28年度】 200,000 千円 【増減額】 △ 60,000 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
84,000		55,000		1,000

1. Plan（計画：事業の目的及び目標）

- ・ 老朽化する橋梁の増大に対応するとともにライフサイクルコストの低減を図るため「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた「予防保全型」の管理を行い、健全な橋梁維持により安全・安心な交通網を確保する。
- ・ 橋梁点検結果を基に策定した「橋梁長寿命化計画」に基づき、管理橋梁の計画的な補修を実施する。
- ・ 道路法に関する省令で義務づけとなった5年に1度の近接目視による点検を全橋実施する。
- 目標：管理橋梁の定期点検(1回/5年)を確実に実施する。（管理橋梁数：1,605橋）

2. Do（実行：これまでの実績と成果）

- ・ 『橋梁長寿命化修繕計画』
平成23年度より橋梁点検に着手し、平成25年度に437橋を対象とした修繕計画を策定
対象橋梁：「橋長15m以上」 または 「通行止により孤立世帯を生ずる橋梁」
- ・ 『橋梁補修・点検』
平成25年度 「設計」 館の橋（大曲）
平成26年度 「工事」 館の橋（大曲）
平成27年度 「設計」 丸子橋（大曲） 坂の上橋（中仙）
 「工事」 丸子橋（大曲） 坂の上橋（中仙）
 「設計」 川福橋（仙北） 川前橋（仙北） 暁橋（西仙北）
 「点検」 368橋（内、174橋は単独）
平成28年度 「工事」 川福橋（仙北） 川前橋（仙北） 暁橋（西仙北）
 「設計」 伊豆見橋（大曲） 平和橋（神岡）
 「点検」 172橋

3. Check（評価：問題と課題）

- ・ 年間2～3橋の補修工事を実施しているが、本市の管理橋梁数を考慮すると更なる事業の効率化により、可能な限りの事業進捗を図る必要がある。
- ・ 千橋以上の橋梁を管理する本市では、5年に1回の定期点検に要する費用が大きな負担となっている。
- ・ 中心市街地の活性化を図る本市では交通量が增大している路線があり、想定以上のペースで老朽化が進む可能性を持つ橋梁もあるため、「橋梁長寿命化修繕計画」「日常パトロール」「定期点検」の内容を総合的に判断し補修橋梁を選定する必要がある。
- ・ 管理橋梁には跨線橋及び跨道橋が22橋ある。うち鉄道を跨ぐ橋が7橋、高速道路を跨ぐ橋が9橋ある。これらの点検は、JR東日本及びNEXCO東日本への委託により実施する必要があるため、委託費用が他の橋梁より高額となる。

4. Act（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

- 平成29年度は社会資本整備総合交付金を活用し、次の事業を実施する。（補助率：事業費の60%）
『橋梁補修・点検』
「工事」 平和橋（神岡）橋長：50m 架設：昭和37年
 丸子橋（大曲）橋長：71.4m 架設：昭和50年
「設計」 2橋（次年度以降修繕橋梁）
「点検」 11橋（JR委託：7橋、NEXCO委託：4橋）
- ・ 「橋梁点検」：橋梁点検車を必要としない橋長5m以下の橋梁は、職員の知識及び技能向上を図り、直営による点検を実施する。

事 業 説 明 書

1
8 款 2 項 8 目 2 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業) 道路維持管理・新設改良予算の適正執行

継続

課所名： 建設部 道路河川課

『事業名』 交通安全施設整備費（単独分・債務負担行為分）

【29年度】	42,844 千円	【28年度】	30,940 千円	【増減額】	11,904 千円
単独分	32,844 千円	【28年度】	25,940 千円	【増減額】	6,904 千円
債務負担分	10,000 千円	【28年度】	5,000 千円	【増減額】	5,000 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				42,844

1. P l a n（計画：事業の目的及び目標）

- ・道路等に設置されている交通安全施設の補修や危険箇所への設置を行い、道路交通に関する通行者及び車両の安全・安心を確保する。
- 目標：センターライン及び外側線の塗り替え更新
 目標頻度 センターライン：1回/2～3年
 外側線：1回/5年

2. D o（実行：これまでの実績と成果）

- ・通常パトロールにより把握した交通安全施設の不具合箇所や、各地域の要望等に対して交通安全施設の修繕及び整備で対処できるものについては可能な限り実施しており、一定の効果を上げてきた。

3. C h e c k（評価：問題と課題）

- ・除雪により区画線が削られ消えてしまうため、中央線を2年～3年に1回、外側線を5年に1回のペースで塗布することが望ましいが、現状では予算的な制約により交通量が多く危険な箇所を中心に塗布工事を実施している。
- ・照明灯については、防犯目的で設置を要望されることが多いため、関係機関、団体等と協議のうえ効率的な設置方法を検討する必要がある。

4. A c t（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

- 市民からの要望等を踏まえ、各地域の状況に応じた交通安全施設の整備を実施する。
- 防犯灯設置要綱（平成27年6月1日制定）に基づき、適切に防犯灯を設置していく。
- 区画線設置とグリーンベルト設置の両事業を統合し、人車双方の安全確保面での効果促進を図る。また、各地域毎に発注していた区画線設置を道路河川課で一括発注することにより市内同一時期の施工を実施し、これまで地域境界で生じていた施工時期の不均衡を是正する。

【通常分】

区分	区画線	転落防止柵	防犯灯	カーブミラー	その他	計
事業量	85,000 m	731 m	26 灯	4 基	—	—
金額(千円)	17,770	10,097	1,848	557	2,572	32,844

【債務負担行為分】

区分	区画線
事業量	36,800 m
金額(千円)	10,000

事 業 説 明 書

8 款 2 項 8 目 6 事業

(施策の大綱) 道路河川等の整備

(施策) 安全で快適な道路・河川の確保

(基本事業) 道路維持管理・新設改良予算の適正執行

継続

課所名：建設部 道路河川課

『事業名』 **通学路歩道整備事業費（社会資本整備総合交付金事業）**

【29年度】 **29,000** 千円 【28年度】 **20,000** 千円 【増減額】 **9,000** 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
17,400		11,000		600

1. P l a n（計画：事業の目的及び目標）

- ・ これまでに実施した通学路緊急合同点検及び通学路安全パトロール等の結果を踏まえ、安全・安心な通学路を確保するために社会資本整備総合交付金を活用し、通学路を整備する。
- 目標：平成29年度計画事業100%実施

2. D o（実行：これまでの実績と成果）

- ・ 平成24年度に実施した通学路緊急合同点検以降、点検及びパトロール等の結果を踏まえ、次の対策を実施してきた。
- ・ 『追分板杭線』（大曲）
平成25年度よりL=1,362mの通学路における歩行者空間整備を実施し、平成26年度に事業完了。
施工内容は、路肩拡幅により歩道帯を確保し、カラー舗装を施し通学路の安全性を向上させた。
- ・ 『仙北1号線』（仙北）
平成24年度に事業着手し、平成26年度までにL=700mの路線測量、詳細設計、用地調査及び横堀小学校前のL=900mの整備を実施。
平成28年度までに移転補償及び一部用地買収を行い、L=1,200mの整備を実施。
- ・ 『久保関古館線』（太田）
平成26年度に事業着手し、事業区間全体の路線測量及び詳細設計を実施。
平成28年度までに第1工区L=980.7mの路床・路盤工を実施。

3. C h e c k（評価：問題と課題）

- ・ 基本的に路肩部を拡幅し歩道を設置する事業内容であるため、車両交通に影響を与えることなく歩道が設置され、通学路の安全性が向上している。
- ・ 仙北1号線及び久保関古館線は整備区間延長が長く、事業完了に至るまで相応の期間を要している。

4. A c t（改善：今後の方向性と29年度事業の概要）

- 平成28年度までに実施してきた事業を継続し、安全な通学路の早期完成を目指す。

平成29年度事業の概要は次のとおり。

『仙北1号線』
歩道整備工事（路盤工、舗装工等）：L=160m

『久保関古館線』
歩道舗装工事（舗装工）：L=500m

事 業 説 明 書

8 款 3 項 1 目 11 事業

(施策の大綱) 市街地の整備

(施策) 都市計画区域の再編

(基本事業) 新たな都市計画制度の活用

継続

課所名：建設部 都市管理課

『事業名』 **都市計画マスタープラン等策定経費**

【29年度】 18,188 千円 【28年度】 7,928 千円 【増減額】 10,260 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
9,093				9,095

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

立地適正化計画とは、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡した都市計画マスタープランの高度化版である。当市においても人口の急激な減少や高齢化による都市機能の低下が喫緊の課題となっており、医療・福祉施設や公共施設、公共交通も含めた都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティプラスネットワーク」のまちづくりを進めるものである。

- 目標：都市計画区域内人口の現状維持

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

本計画は今年度から策定に着手しており、平成29年までの2ヶ年による策定を目指している。補助金が要望の2割程度であったため、交付率に見合う事業実施分として今年度は計画策定のための現状分析を実施しており、策定工程のうち、約10%の進捗となっている。補助金の交付金額が懸念されるが、今年度の成果を基に当初の予定通り平成29年度中の計画策定完了を目指す。

3. Check (評価：問題と課題)

平成21年7月に策定した「大仙市都市計画マスタープラン」により、機能集約型都市へ向けたまちづくりの方向性を定めていることから、立地適正化計画の策定においても、方向性を踏襲し計画策定を目指す。本計画を策定することにより、コンパクトシティの形成に直接関係するものに限らず、様々な分野において、国からの支援措置や補助金の嵩上げ等が見込めるため、関連する施策の国庫補助や、より効果的な事業実施のためにも本計画の策定が必要である。本計画策定のための国の補助金についての交付率が芳しくないため（H28実績：19%）、計画策定に遅れが生じており、他事業の進捗状況を鑑みたくえで立地適正化計画の策定期間の延伸等の検討を要する。

4. Act (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

立地適正化計画策定業務委託

単位：千円

年度	節	業務内容	事業費	国費
H28	13	委託料 計画準備、現状把握、計画整理等	1,709	753
H29	13	委託料 誘導施設設定、機能誘導区域設定等	18,188	9,093
	合計		19,897	9,846

補助金名称：集約都市形成支援事業費補助金（事業費の1/2）

平成29年度は今年度に引き続き現状分析を行うとともに、併せて市民アンケートを実施し、地域の実情を踏まえつつ、都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定をおこない、年度内に大仙市立地適正化計画（素案）の策定を目指す。

事 業 説 明 書

8 款 4 項 1 目 11 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 住宅の整備

(基本事業) 市営住宅の管理・整備

継続

課所名：建設部 建築住宅課

『事業名』 **市営住宅維持管理費**

【29年度】 **35,195 千円** 【28年度】 **29,283 千円** 【増減額】 **5,912 千円**

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			35,195	

※市営住宅使用料 等

1. **Plan** (計画：事業の目的及び目標)

市営住宅の施設・設備を修繕し、周辺環境を整備することにより、入居者が安心・快適に過ごせるよう適正に管理する。

- 目標：市営住宅の退去修繕や入居者募集の事務を速やかに実施し、入居率100%を維持していく。

2. **Do** (実行：これまでの実績と成果)

建物、設備及び周辺環境を適正に維持管理していくことで新規入居や継続入居につながり、家賃収入等を確保することができている。

3. **Check** (評価：問題と課題)

施設の老朽化に伴い年々維持費が増加しているが、入居者の日常生活に支障をきたすことのないように、修繕や住宅の長寿命化につながる工事は必要なことであり、入居者の安全と安心を確保することは管理者の責務と考える。

4. **Act** (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

○既存住宅を有効活用するためにも長寿命化を図り、維持管理費の抑制に努めたい。

■市営住宅の概況 (H29.4.1)

地域	団地数	棟数	戸数	団地名
大曲	5	21	300	上大町、福見、船場、笑の口、大花都市再生住宅
神岡	1	3	48	神岡AD, EF, GH棟
西仙北	3	15	50	天神前、愛宕、北ノ沢
中仙	1	6	12	グリーンタウン漆原
協和	6	45	85	境、野田、野田第2、野田第3、峰吉川、合貝 (うち特公賃5戸)
南外	1	12	24	梨木田
太田	2	31	60	北部 (さくら団地) (うち特公賃3戸)、南部 (つつみ団地) (うち特公賃14戸)
計	19	133	579	

■予算の統一方針を図りつつ各地域事情に応じた予算科目に配慮した。(H29年度以降)

【修繕料】 過去数年の実績を考慮し、各支所の一般修繕料を平等割：一律300千円及び戸数割：管理戸数×5千円、退去修繕料を管理戸数の1割程度×150千円として、各団地の要望に早急に対応できるようにした。
上記以外で費用が多額にかかる修繕箇所は優先順位をつけて別途考慮とした。

【主な修繕等】

- ・遊具修繕及び遊具解体 (大曲)・・・480千円 ・排水管洗浄委託 (大曲)・・・2,000千円
- ・屋根及び外壁修繕 (中仙)・・・922千円
- ・屋根塗装及び外壁張替 (協和)・・・1,800千円
- ・屋根塗装工事 (南外)・・・1,200千円
- ・屋根及び外壁塗装等 (太田)・・・2,295千円

事業説明書

8 款 4 項 1 目 12 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 住宅の整備

(基本事業) 環境に配慮した住宅等の推進

拡充

課所名：建設部 建築住宅課

『事業名』 住宅・建築物耐震改修等事業費

【29年度】 1,100 千円 【28年度】 650 千円 【増減額】 450 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
550	225			325

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に係る費用に対し補助金を交付する。

●目標： 合計6件 内訳【耐震診断：5件、耐震改修：1件】

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

平成21年度から実施している当事業は、平成28年度までに耐震診断はのべ18件の申請を受けており、診断後に行った耐震改修は2件となっている。なお、耐震診断の結果は全て「倒壊する可能性が高い」となっている。

【過去の耐震診断・耐震改修利用状況】

大 仙 市	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
	耐震診断件数	3	3	3	3	3	1	0	2	18
うち、上部構造評点0.7未満	3	3	3	3	3	1	-	2	18	
耐震改修件数	0	0	1	0	0	1	0	0	2	
(参考) 秋田県の耐震診断件数	20	16	22	10	14	4	5	10	101	

参 考	上部構造評点	判定	内容
	1.5以上	倒壊しない	◎安全ですが点検を行いましょう
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	○より安全にするために点検補修しましょう
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	△補強工事を行い1.0以上にしましょう
0.7未満	倒壊する可能性が高い	×早めに補強工事を行い1.0以上にしましょう	

3. Check (評価：問題と課題)

秋田県の耐震化率は全国46位となっており、大仙市の耐震化率は66%となっている。平成27年度に策定した大仙市耐震改修促進計画(第2期)では、平成32年度までに耐震化率を75%まで引き上げることを目標としているが、平成27年度末時点の全国平均82%を大きく下回っている状況である。

また、県内で発生した過去27被害地震のうち、当市に被害が予想されるのは11地震であり、そのうち横手盆地真昼山地連動型については市内で最大震度7が想定されている。しかしながら、当市の耐震化率については伸び悩んでおり、第2期計画が策定された現在、事業の見直しが必要な時期にきている。

4. Act (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

耐震化が進んでいる他県の状況と比較したところ、耐震化が進んでいる地域は耐震診断に対して補助金等が手厚く、多くの申請がされていた。このことから、県内の耐震化を促進するためには耐震診断の制度改善が必要であると県から提案があり、まずは県内の耐震診断費を定額化し、申請者負担は1万円として統一することとなった。なお、耐震改修については検討中とし、現行の制度を維持する。

- ・耐震診断委託費 5件×120千円＝600千円
- ・耐震改修補助金 1件×500千円＝500千円

○耐震診断 (対象住宅：昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅)

【現行の制度】 ➡ 【29年度制度改正】

申請者が業者を選定し、耐震診断にかかる費用の2/3、補助上限3万円を補助する。業者、建築面積及び図面の有無により診断費用が異なる。実質負担は国1/2、県1/4、市1/4。

全県の耐震診断費用を業者、建築面積及び図面の有無に関わらず1件当たり13万円定額とし、うち申請者の負担額を1万円で統一する。差額12万円については、各市町村が委託契約を結んだ建築士協会等に支払う。実質負担は国1/2、県1/4、市1/4。

○耐震改修 耐震診断による結果、上部構造評点が1.0未満と判定され、耐震改修後に同点が1.0以上となること。耐震改修工事に要した費用の23/100、補助上限50万円として補助する。

事 業 説 明 書

8 款 4 項 1 目 20 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 住宅の整備

(基本事業) 環境に配慮した住宅等の推進

継続

課所名：建設部 建築住宅課

『事業名』 住宅リフォーム支援事業費

【29年度】 60,085 千円 【28年度】 60,090 千円 【増減額】 △ 5 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				60,085

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

住宅リフォーム工事を行う方に対して、財政的支援を実施することにより、居住環境の向上を図るとともに、合わせて経済活性化対策として市内住宅産業の活性化及び雇用の創出を図る。

- 目標： 合計375件 (環境対策) (目標件数)275件×(平均交付額)148,800円/件=40,920千円
 (克雪・耐震・子育て) (目標件数)100件×(平均交付額)190,800円/件=19,080千円

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

平成21年度途中から実施している当事業は、平成28年度までに申請件数はのべ3,183件、補助額は5億4千万円を超えており、全体工事額は累計80億円弱となっている。

【過去のリフォーム支援利用状況】

	平成21～23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
申請件数	916	495	411	490	496	375	3,183
() 内は内数		風害分 (112)		環境分 (355)	克雪分 (135)	環境分 (363)	
補助額(千円)	189,279	71,046	64,613	81,951	76,167	60,777	543,833
全体工事額(千円)	2,559,374	1,146,485	1,069,307	1,160,489	1,056,684	948,661	7,941,000

3. Check (評価：問題と課題)

現在も問合わせや相談事案が相次ぐことから当事業に対する市民の要望は高い。市民の要望を勘案し、住生活基本計画をもとに実施している住生活ワークショップで検討を重ねて、当事業の見直し及び拡充等を行っている。平成26年度以降は克雪対策工事、耐震化工事、子育て世帯改修工事の拡充を行っている。

今後も現行の制度内容にとらわれることなく検討を重ね、補助対象工事や補助内容を精査し、必要に応じて拡充及び見直しを図っていくことが必要であると考えられる。

4. Act (改善：今後の方向性と29年度事業の概要) ※平成29年度の変更点は無し

- 環境対策等工事 (補助率10%、補助上限額20万円 ※子育て世帯改修工事を除く)
 - 環境対策工事 → 新規に下水道、農集排又は浄化槽に接続する工事。
合わせてトイレや台所、風呂等の改修工事に対する補助。
 - 省エネ対象工事 → 床、壁、窓、屋根等を断熱化及び遮熱化する工事。
太陽光発電設備、省エネ型給湯器の設置等
 - バリアフリー化工事 → 居室、トイレ、浴室等の段差解消工事及び便器の洋式化、手すり設置工事等
 - 子育て世帯改修工事 → 18歳以下の3人以上の子と同居している親子世帯が環境対策等工事を行う場合は補助率15%、補助上限額30万へ拡充。
- 克雪対策化工事 (補助率15%、補助上限額30万円)

屋根の落雪防止器具や融雪装置設置等のほか、住宅敷地内の消雪・融雪施設工事など、雪害を予防し雪に強い住宅を促進するための工事
- 耐震化工事 (補助率15%、補助上限額30万円)

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅を改修する工事 (部分改修、耐震シェルターの導入を含む)を用いて、地震に強い住宅に改修する工事 (工事に伴う耐震診断、耐震設計、設計監理、工事監理は全て対象)

事 業 説 明 書

8 款 7 項 1 目 10 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 公園・緑地の整備、緑化の推進

(基本事業) 施設の安全性と利便性の向上

継続

課所名：建設部 都市管理課

『事業名』 **公園維持管理費**

【29年度】 **69,175 千円** 【28年度】 **83,461 千円** 【増減額】 **△ 14,286 千円**

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			4,039	65,136

※公園使用料 等

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

公園利用者が安全かつ快適に過ごせるよう公園及び緑地の維持管理を適正に行い、施設の安全性と利便性の向上に努めるとともに、都市環境の整備、緑地の保全、利用者の憩いの場の創出を図ることにより、市民福祉の向上と健康の増進に寄与する。

- 目標：公園施設に起因する事故発生件数 0

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

- ・ 公園における事故の未然防止の観点から、経年劣化した施設の修繕などの維持管理を適正に行い、市民の憩いの場として利用されている。
- ・ 平成28年度から、大曲地域及び中仙地域の公園緑地の一部草刈作業等を新たに編成した市直営作業班で行い、維持管理経費の抑制に努めている。
- ・ 平成28年度実施の八乙女公園遊歩道改修事業は、平成28年12月に工事を完了することが出来た。

3. C h e c k (評価：問題と課題)

- ・ 経年劣化が進行している公園遊具施設等の修繕、撤去、更新については、施設の状況を的確に把握し、優先順位を定めて重点的に進めていく必要がある。
- ・ 今後の各公園の維持管理のあり方については、引き続き市が管理していく公園か、又は町内会等に管理を移管することが可能な公園かなどを検討し、段階的な見直しが必要と考えられる。

4. A c t (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

- ・ 市公共施設等総合管理計画の年次計画に基づき各公園の管理を行うとともに、遊具については専門業者による判定を重視した修繕又は解体撤去を行い、公園における安全・安心の確保に努める。
- ・ 平成29年度の大曲地域の公園草刈作業については草刈専属作業員による直営箇所を増やし、維持管理の効率化を図る。
- ・ 平成29年度の主な新規事業

地域	事 業 内 容	予算額
大 曲	■公園遊具の修繕：4公園の5遊具	1,258 千円
	■公園遊具等の解体撤去：11公園の6遊具、ベンチ19基	1,729 千円
神 岡	□笹倉公園：バッテリーカー2台制御ユニット修繕	167 千円
	■公園遊具の修繕：笹倉公園、神岡中央公園の4遊具	314 千円
西仙北	□大佐沢公園：揚水ポンプ配管修繕	100 千円
	■公園遊具の修繕：西今泉農村公園の滑り台	135 千円
中 仙	■公園遊具等の解体撤去：八乙女公園のローラー滑り台	1,242 千円
協 和	□米ヶ森公園：管理業務（指定管理→H29市直営）	3,994 千円
	■公園遊具の修繕：米ヶ森公園の複合遊具	450 千円
南 外	□南外ふれあいパーク：ため池防護柵及び土留柵工事 L=43m	900 千円
	■公園遊具の修繕：南外ふれあいパークの複合遊具	350 千円
仙 北	□真山公園：給水管引込工事 L=55.5m (H29.9月 払田簡水組合廃止に伴う)	650 千円
	■公園遊具等の解体撤去：真山公園の2遊具	180 千円
太 田	■公園遊具の修繕：永代農村公園、荒屋敷農村公園の2遊具	357 千円
■公園遊具の修繕及び解体撤去事業費 全地域 計		6,015 千円

事 業 説 明 書

8 款 7 項 3 目 11 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 公園・緑地の整備、緑化の推進

(基本事業) 施設の安全性と利便性の向上

継続

課所名：建設部 都市管理課

『事業名』 **河川公園管理費**

【29年度】 **10,384** 千円 【28年度】 **13,099** 千円 【増減額】 **△ 2,715** 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
				10,384

1. Plan (計画：事業の目的及び目標)

河川公園利用者が安全かつ快適に過ごせるよう河川公園緑地の維持管理を適正に行い、河川環境の保全と施設の安全確保に努めるとともに、良好な自然環境を維持することにより利用者の憩いの場の創出を図り、市民福祉の向上と健康の増進に寄与する。

- 目標：河川公園施設に起因する事故発生件数 0

2. Do (実行：これまでの実績と成果)

- ・河川公園内の草刈り、芝刈り、樹木剪定、トイレ清掃、ごみ処理、病虫害防除、浄化槽管理、施設修繕及びスポーツ施設管理等の維持管理を適正に行い、市民の憩いの場として利用されている。
- ・市内河川公園の内訳

地域	公園名	備 考
大 曲	雄物川河川緑地運動公園 ⇒ 【運動公園内施設等】	大仙市民ゴルフ場、花館グラウンド運動公園、多目的広場（グラウンドゴルフ場）、サッカー場、野球場、ゴルフ練習場、市民菜園、大曲の花火観覧場・打上場、等
	丸子川河川緑地	
	福部内川河川緑地	
	水辺の楽校	
	出川河川公園	
中 仙	大神成河川公園	
	栗沢河川公園	
太 田	齊内川河川公園	チビッコ広場、木もれび広場

3. Check (評価：問題と課題)

- ・経費削減に努めながら施設の維持管理を行っているが、今後とも河川公園利用者ニーズの把握に努めるとともに、河川事故の未然防止の観点から適正な維持管理を行っていく必要がある。

4. Act (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

- ・市公共施設等総合管理計画の年次計画に基づき各河川公園の管理を行なうとともに、河川公園は地域住民のウォーキングやレクリエーション及び各種イベント等に利用されている施設であることから、施設の状況を的確に把握しながら、河川公園における安全・安心の確保に努める。
- ・雄物川河川緑地運動公園には、高齢者の利用が多い多目的広場（グラウンドゴルフ場）、地元のスポーツ少年団や高校サッカー部等の練習場として利用されているサッカー場などのスポーツ施設が設置されていることから、市民の健康増進の場であるスポーツ施設の適正な維持管理を継続していく。

事 業 説 明 書

8 款 7 項 4 目 10 事業

(施策の大綱) 住環境、公園、緑地の整備

(施策) 公園・緑地の整備、緑化の推進

(基本事業) 施設の安全性と利便性の向上

継続

課所名：建設部 都市管理課

『事業名』 **市民ゴルフ場管理運営費**

【29年度】 **46,357** 千円 【28年度】 **42,823** 千円 【増減額】 **3,534** 千円

※29年度事業費の財源内訳

国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
			37,989	8,368

※市民ゴルフ場使用料

1. P l a n (計画：事業の目的及び目標)

国土交通省から河川占用許可を受け雄物川河川緑地をゴルフ場として運営することにより、ゴルフを通じて市民の健康増進を図るとともに、利用者が安全かつ快適にプレーしていただくよう適切に施設の維持管理を行うことにより利用者数の安定確保に努め、大仙市民ゴルフ場の管理運営を委託する株式会社大曲スポーツセンターが持続して経営できるように努力を促す。

- 目標：平成29年度市民ゴルフ場利用者数14,000人以上

2. D o (実行：これまでの実績と成果)

平成28年度は前年度比6.0%減の13,313人（12月末実績値）の利用者数で推移している。

年度	利用者数	前年度比 (利用者数)	営業日数	1日平均	使用料収入	前年度比 (使用料収入)
H22	11,427人	-	246日	46.5人	28,736,240円	-
H23	11,489人	100.5%	226日	50.8人	29,978,830円	104.3%
H24	11,871人	103.3%	228日	52.1人	30,959,610円	103.3%
H25	11,548人	97.3%	223日	51.8人	30,720,990円	99.2%
H26	12,736人	110.3%	232日	54.9人	34,405,040円	112.0%
H27	14,374人	112.9%	266日	54.0人	38,869,220円	113.0%
H28(12月末実績)	13,313人	-	245日	54.3人	36,495,980円	-

3. C h e c k (評価：問題と課題)

スポーツの嗜好性や天候に左右される事業であることから、市民ニーズや他のゴルフ場動向等も注視しながら、引き続き利用者が快適にプレーできる環境づくりに努めるとともに、事故が起きることがないよう安全性と利便性の向上を図りながら適正な管理運営を継続していく必要がある。

4. A c t (改善：今後の方向性と29年度事業の概要)

市民の健康増進の場として高齢者の利用が多い施設であることから、利用者により快適にプレーしていただくように、平成29年度は、No.6カート路改修及び乗用カートの更新を行う。
また、グリーンを刈る作業を行う機械が経年劣化により走行に支障をきたしており、かつ、1台しか無い為、グリーンモアの更新を行う。
あわせて、利用者数の安定確保のために、今後とも計画的に施設等の整備を継続して、クオリティの高いコースづくりに努めなければならない。

- 市民ゴルフ場管理運営業務委託費 39,880千円
- 乗用グリーンモア購入費 5,900千円
 仕様 Greensmaster® TriFlex™ 3300 作業速度：0～8km/h
 刈幅：150cm
 刈高：1.6～7.5mm
- 乗用カート購入費（2台） 577千円